

集 会 所 使 用 規 定

平成 14 年 4 月 21 日 変更

1. 名 称 三輪緑山自治会集会所
2. 目 的 会員の文化、体育、福祉などを通じて、相互の親睦およびコミュニケーションの向上をはかる。
3. 使用手続き 申込受付は 2 ヶ月前の 1 日～10 日の平日とし、複数申込の場合は抽選とする。但し、空日への使用申込は締切り後先着順で可とする。
4. 使用時間 午前 9 時 30 分から午後 8 時までとし、その間を次の 3 時間帯に分ける。
 - A. 午前 9 時 30 分より午後 1 時まで
 - B. 午後 1 時より午後 4 時 30 分まで
 - C. 午後 4 時 30 分より午後 8 時まで
5. 使用条件 (1) 会員の関与する自治会の会合
(2) 自治会が主催する会合及び催物
(3) 親睦、趣味、同好的な会合
6. 使用制限 (1) 自治会が緊急の必要を生じた時は使用できない。
(2) 趣味・同好会が定期的に使用する場合は 1 団体月 2 回までとする。但し、利用申込の無い場合はその限りではない。
(3) 営利、私的、政治又は宗教活動を目的とする場合は、使用を断る。
7. 使用上の注意 (1) 火気には十分注意すること。
(2) 使用後は整理・整頓して清掃すること。
(3) ゴミ・空き缶などは、使用者が持ち帰ること。
(4) 故意に集会所の建物及び備品などを損傷、汚損、又は滅失した場合は、自治会の査定する損害額を弁償すること。
(5) 宿泊は原則としてできない。必要ある時は(緊急時)担当者に届けて許可を受けること。
8. 使用料金

	1 階(ホール)	2 階(和室)
自治会活動及び自治会が認めた会合	無 料	無 料
会員の趣味、同好会	600 円	300 円
その他の会合	600 円	300 円

(光熱費、水道代等のため)
9. そ の 他 (1) 使用状況などにより上記規定は適宜変更する。
(2) 必要があれば運営委員会を設ける。